

**財政構造改革基本方針（案）**  
（平成 26～28 年度）

平成 26 年 2 月  
徳 島 県



# 目 次

## I 国・地方の財政状況

1 国の財政状況	1
2 地方財政の現状	2

## II 本県の財政状況とこれまでの取組み

1 本県財政の現状	5
2 「財政構造改革基本方針（平成23～25年度）」の概要と取組成果	9

## III 新たな財政構造改革

1 新たな財政構造改革の必要性	13
2 財政構造改革基本方針の方向性	14
3 改革期間	15
4 改革目標	15

## IV 財政構造改革における具体的方策

1 歳入確保対策	17
2 歳出改革	20

○ 参考資料	26
--------	----

○ 新たな財政構造改革についての意見書 (とくしま未来創造プラン推進委員会－財政構造改革小委員会)	32
--	----

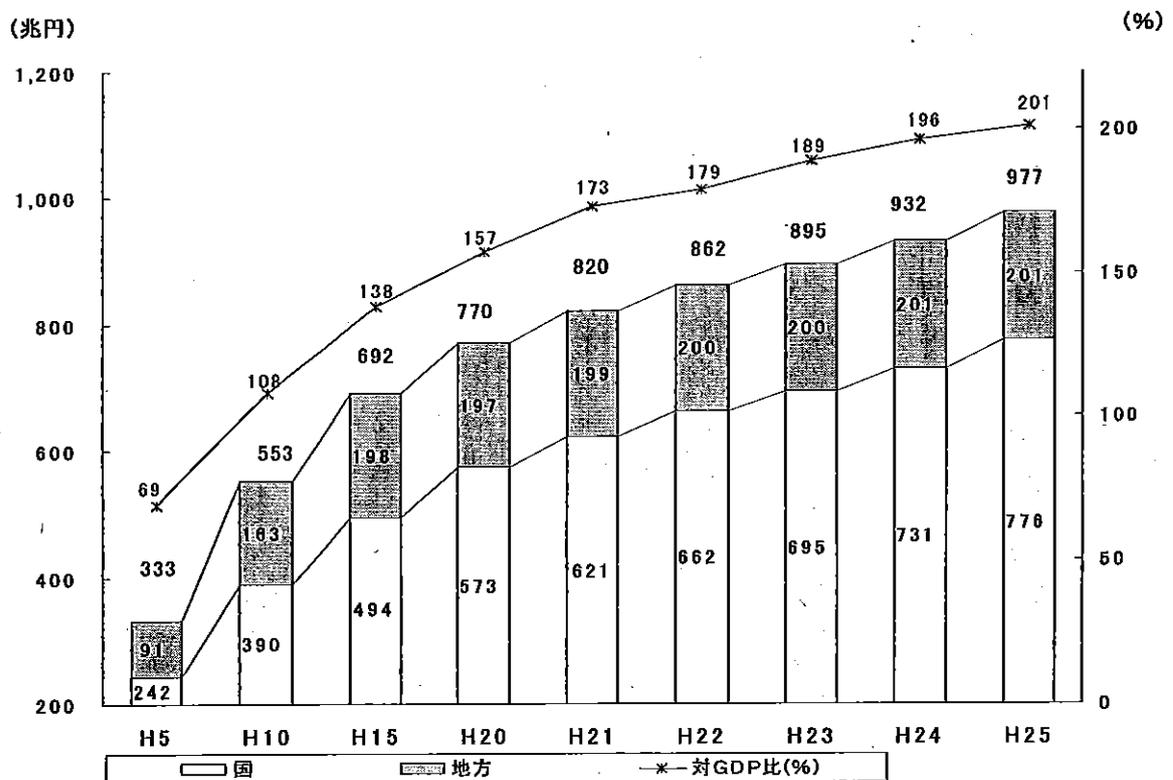
# 1 国・地方の財政状況

## 1 国の財政状況

### □ 厳しさを増す国の財政状況

- 我が国財政は、「歳出が歳入を上回る状況（財政赤字）」が続いており、特に、平成20年度以降、景気悪化に伴う税収の減少等により歳出と歳入の差額が拡大し、平成21年度以降は公債費発行額が税収を上回る年が多くなっている。
- 「公債残高の累増」の歳出面での理由は、平成10年度頃までは、「公共事業関係費の増加」が主な要因であったが、近年では高齢化の進行等に伴う「社会保障関係費の増加」が主要因となっている。
- 消費税増税による増収分約5兆円は全て社会保障財源化されるが、今後の少子高齢化の進行を考えると、持続可能な社会保障制度の構築に向け、十分な財源が確保されたものではない。
- 国・地方を通じた「長期債務残高」は、平成25年度末で977兆円程度に上ると見込まれ、また、その対GDP比は201%程度と主要先進国の中では「最悪の水準」となっており、「財政の健全化」は国、地方を問わず急務の課題となっている。

国及び地方の長期債務残高



## 2 地方財政の現状

### (1) 厳しい状況が続く地方財政

#### ① 三位一体改革と百年に一度の経済危機の影響

- 平成16年度から18年度までの間、地方財政の自由度を高める改革として、「国庫補助負担金の見直し」、「地方への税源移譲」、「地方交付税の改革」を、同時一体的に進める「三位一体改革」が行われた。
- この改革により、地方財政において、総額では6兆円を超える財源が消失、地方が自由に使える財源は減少し、政策選択の幅が大きく狭められた。
- 平成20年の「百年に一度の経済危機」による影響により、大幅な税収減となり、以降、地方の財源不足額は拡大した。

#### ② 地方財政の硬直化

- 高齢化の進行等に伴い、「義務的経費」である社会保障関係費は、年々増加している。
- 財源不足を補うための国と地方の折半ルールに基づき、地方公共団体が発行する臨時財政対策債の残高は、年々増加しており、償還経費の増加による他の財政需要の圧迫が懸念される。

#### ③ 地方財政の今後の見通し

- 平成26年4月からの消費税増税により、社会保障の充実分に係る地方負担額について、地方財政措置が講じられたが、将来にわたり、十分な財源が確保されたとはいえない。
- 平成25年8月の「中期財政計画」において、百年に一度の経済危機後、雇用対策、地域経済の活性化等の観点から拡充された「歳出特別枠」や地方の財源不足を踏まえた地方交付税の「別枠加算」の見直しが示され、平成26年度地方財政対策において、「別枠加算」が△3,800億円削減されるなど、今後の地方交付税総額の確保は非常に厳しい状況が予想される。

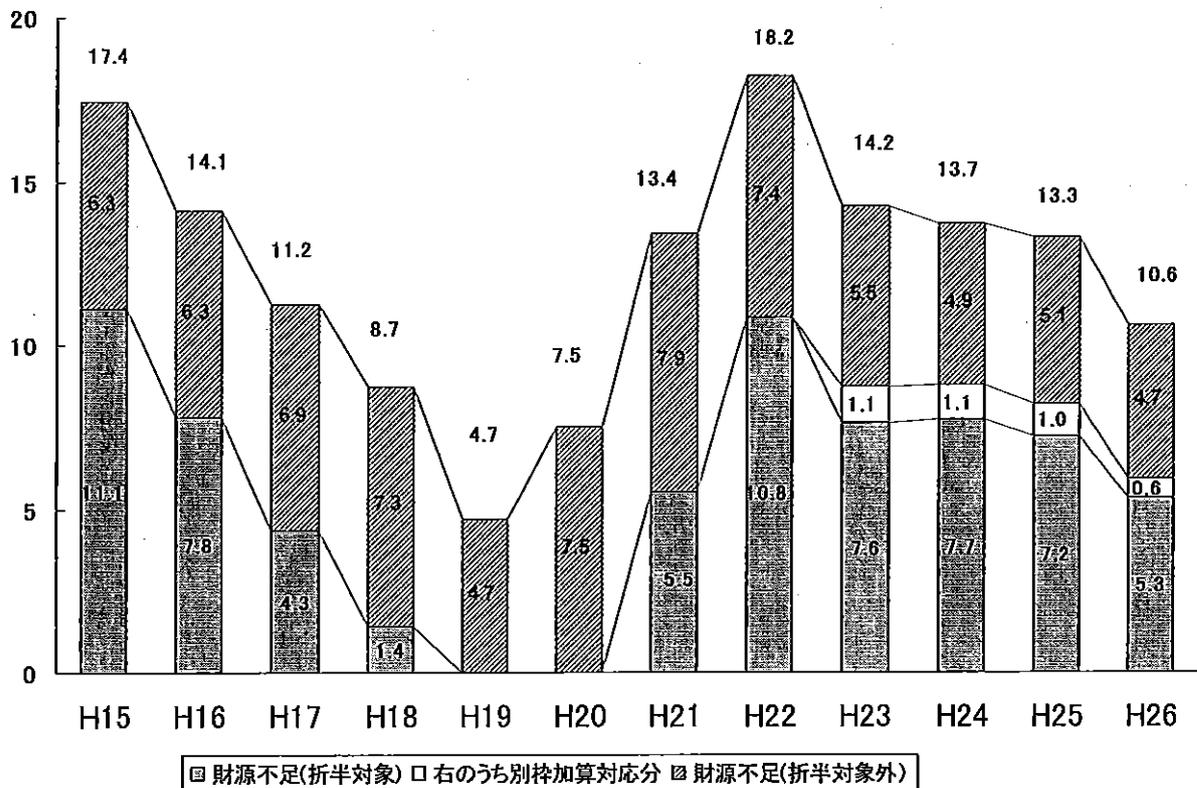
## (2) 地方の財源不足の状況と歳出の状況

### ① 地方の財源不足の状況

- 地方の固有財源である地方交付税は、本来、国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合とされているが、毎年、多額の財源不足を生じており、国と地方の折半ルールに基づく臨時財政対策債の発行や、国の一般会計における加算措置などにより、財源対策が行われている。
- 平成19年度から2年間は、国税収入の回復により財源不足は減少したが、百年に一度の経済危機以降、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化により、国税5税が落ち込み、財源不足は大幅に拡大した。
- 平成25年度まで、毎年、13兆円を上回る財源不足が発生し、平成26年度は消費税増税や法人税収の増により、10.6兆円と減少したものの、平成26年度の地方財政計画（83.4兆円）の12.7%を占める規模となっている。

地方の財源不足の推移

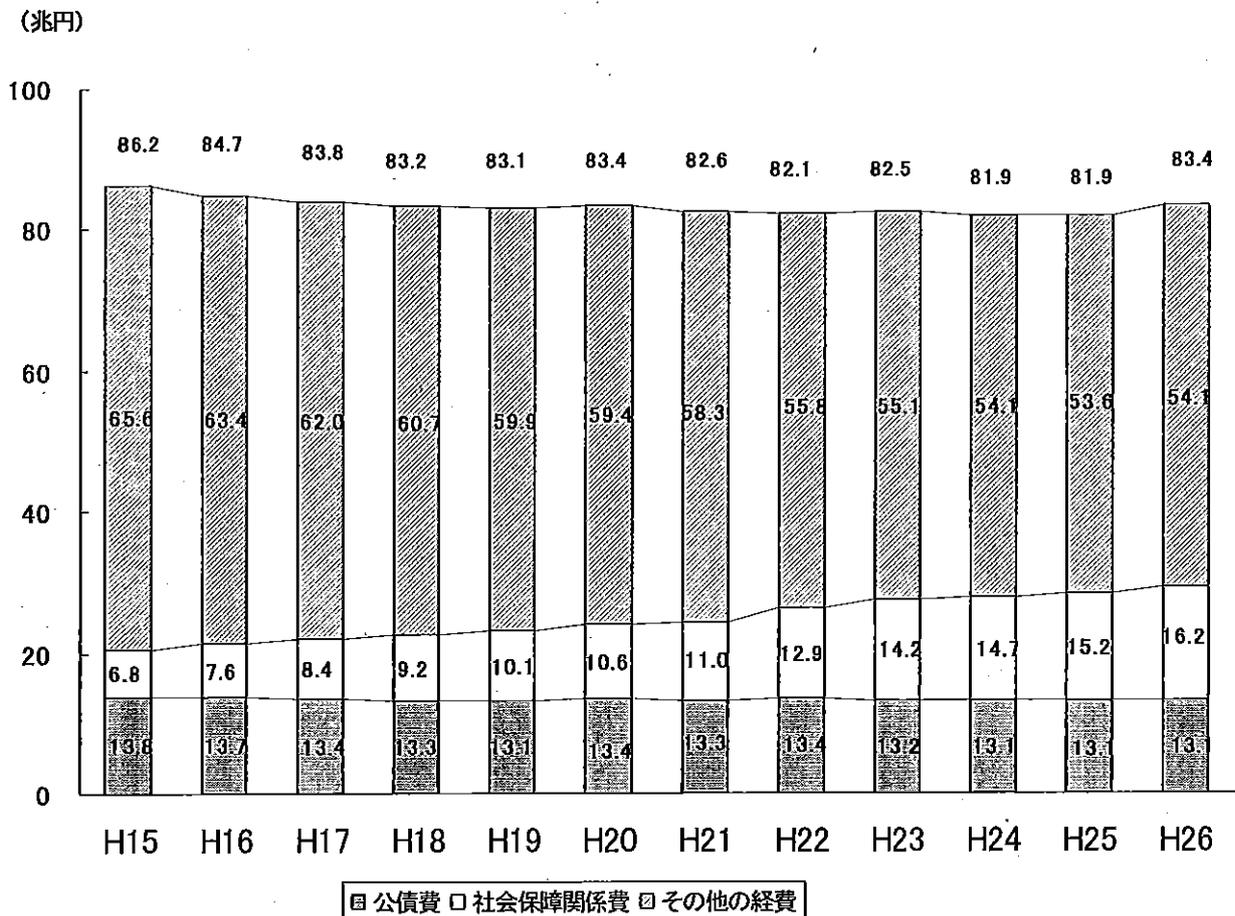
(兆円)



② 地方財政計画における歳出の状況

- 地方財政における「歳出総額」は、H26年度に83.4兆円となり、H15年度対比「△2.8兆円」の減となっている。
- 「社会保障関係費」は急増し、H26年度は16.2兆円、H15年度対比で「238.2%」、「9.4兆円」の増となっている。

地方財政計画における歳出の状況



## II 本県の財政状況とこれまでの取組み

### 1 本県財政の現状

#### ① 「三位一体改革」、「百年に一度の経済危機」の影響

○ 「三位一体改革」の改革初年度である平成16年度において、「地方交付税等の大幅削減」が唐突かつ一方的に行われ、本県においても、一般財源総額の約1割に相当する約227億円もの削減がなされた。

○ 「百年に一度の経済危機」によって、主要な一般財源である「県税」が大幅に減少した。

##### □ 県税（決算）

平成19年度 839億円  
平成24年度 663億円（△176億円）

※税源移譲分を除く。

#### ② 「公債費」のピークと「扶助費」の増加

○ 「三位一体の改革」と「百年に一度の経済危機」の影響により、一般財源が大幅に減少する一方で、過去の国の経済対策に呼応して発行した「県債の償還」がピークを迎えた。

##### □ 県債残高のピーク

平成18年度 9,613億円

##### □ 公債費のピーク

平成20年度 918億円

○ 高齢化の急激な進行や厳しい経済・雇用情勢によって、扶助費などの社会保障関係費についても、大幅に増加している。

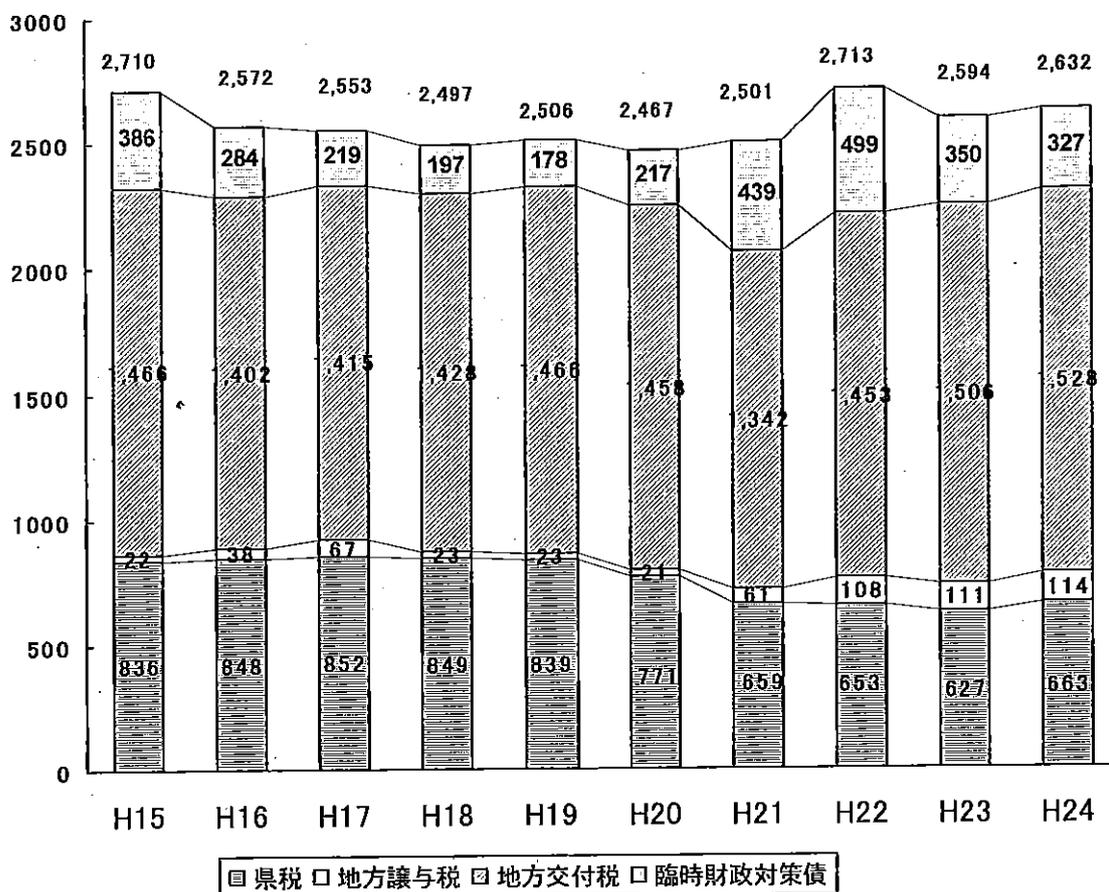
##### □ 扶助費の増加

平成19年度 455億円  
平成24年度 574億円（+119億円）

- 三位一体改革後の本県の「主な歳入」は、H16年度に2,572億円となり、H15年度対比「△138億円」、H24は2,632億円でH15年度対比「△78億円」の減少となっている。
- 「県税収入」は厳しい状況にあるが、「地方交付税」、「臨時財政対策債」は、「別枠加算」により、一定程度の規模が確保されている。

徳島県の主な歳入（一般財源）の状況〈普通会計決算〉

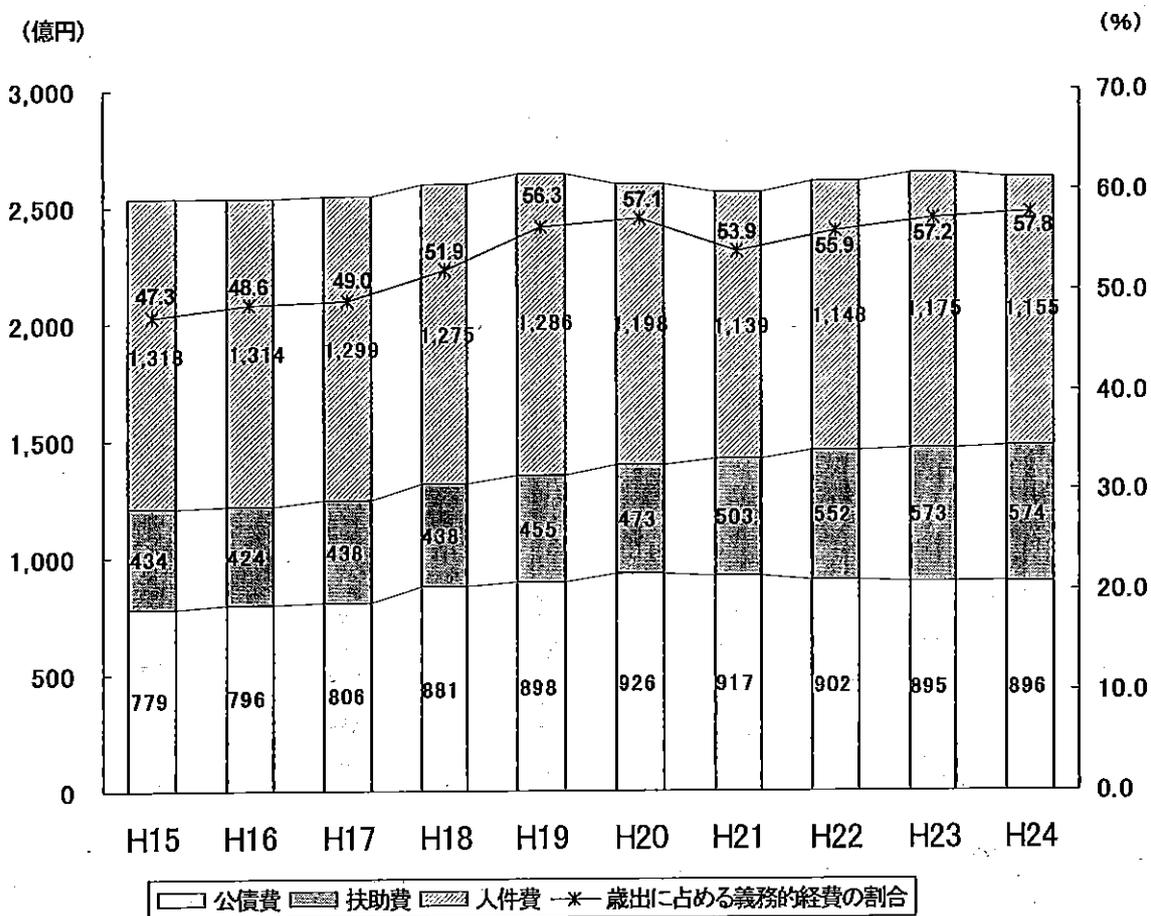
(億円)



※税源移譲分を除く。(H18は地方譲与税から△134億円を控除、H19以降は県税から控除し、H19△95億円、H20以降△106億円。)

- 「人件費」は職員数の削減をはじめとする縮減に努めており、H24年度は1,155億円でH15年度対比「△163億円」の縮小、「△12.4%」の減となっている。
- 「公債費」は、H20年度をピークに「減少」へ転じ、以後、着実に縮減している。
- 「扶助費」は、年々増加を続けており、H24年度は574億円で、H15年度対比「132.3%」、「140億円」の増加となっている。

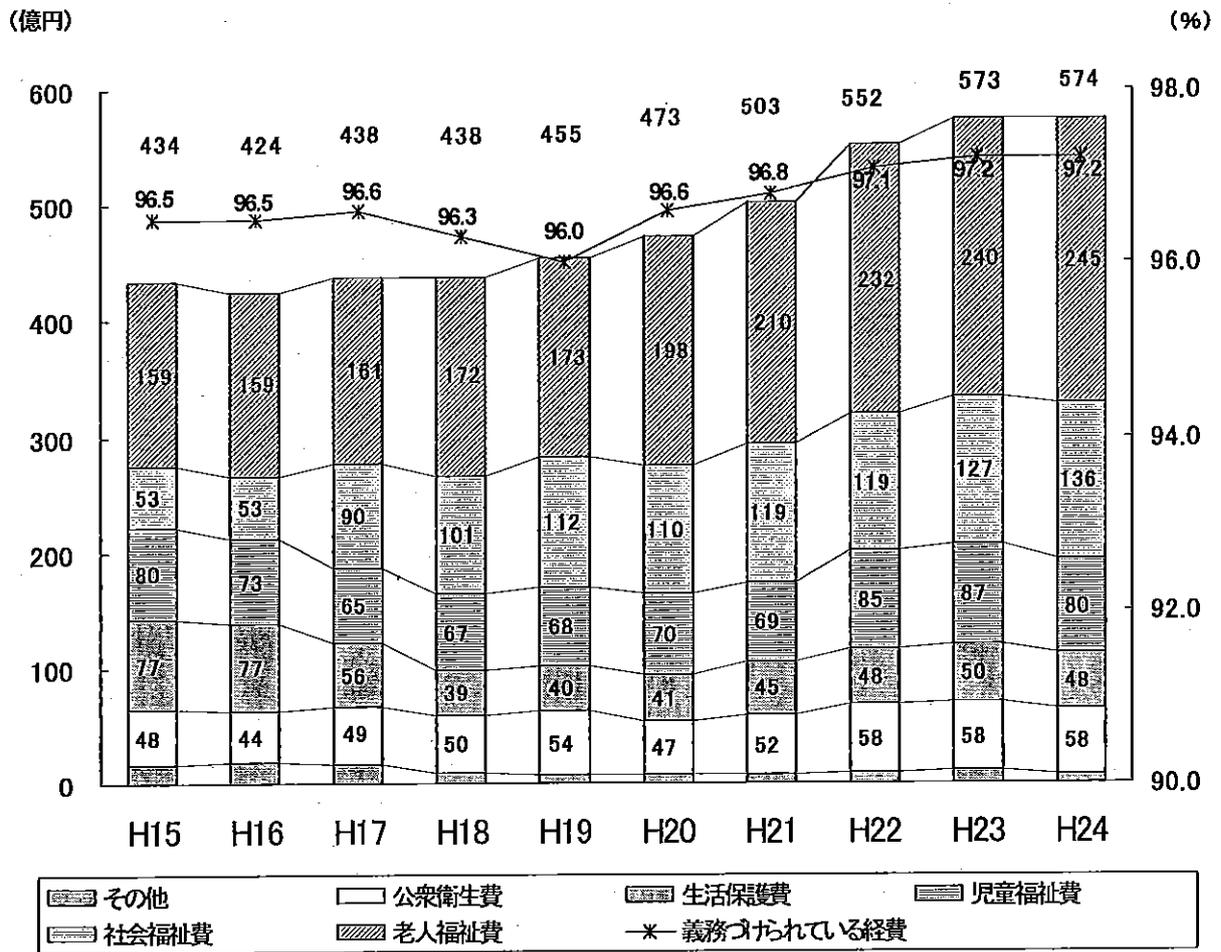
徳島県の義務的経費（歳出額）の状況<普通会計決算>



※民生費、衛生費中の「補助費等」は扶助費として分析している。

- 「扶助費」は老人福祉費、社会福祉費を中心に年々増加している。
- H24年度は574億円となり、H15年度対比「132.3%」、「140億円」の増加となっている。
- しかしながら、そのほぼ全額が「法令等」により支出を義務づけられているため、県単独の努力では、抑制は困難な状況である。

扶助費（民生費・衛生費中の「扶助費」「補助費等」）の状況<普通会計決算>



※生活保護費が平成17年度及び18年度に減少しているのは、市町村合併により、事務が県から市へ移譲されたことによるもの。

..... 法令等により支出が義務づけられている経費の占める割合

## 2 「財政構造改革基本方針（平成23～25年度）」の概要と取組成果

### (1) 本県の「財政構造改革」への取組み

#### □ 「財政構造改革基本方針」の策定・実行

- 百年に一度の経済危機による税収減等により、新たな財政構造改革に取り組まない場合、平成25年度末に財政調整基金が枯渇する見込みとなったため、新たな財政構造改革の取組みを推進することとした。

### (2) 「数値目標」を前倒しで達成

#### ① 「収支不足額」の解消

##### (1) 「財政中期展望」における「収支不足額」の解消

将来にわたり「安定的な財政運営」を行うため、「歳入に見合った歳出規模への転換」を図り、「財政中期展望」における「収支不足額」の解消に努めた。

- ◇目標 収支不足額の解消 H23からH25までの間に 130億円
- ◆成果 H25年度末で、130億円を解消見込

#### ② 「公債費」の縮減

##### (2) 「公債費」の縮減

「財政の弾力性」を確保し、「財政健全化への道筋」を確かなものとするため、「公債費」を縮減した。

- ◇目標 公債費 H21 806億円 → H26までに 600億円台
- ※ 一般会計決算ベース、臨時財政対策債を除く数値

- ◆成果 H25年度当初予算において696億円とし、1年前倒しで達成

#### ③ 「基金残高」の確保

地方財政を取り巻く環境の「急激な変化」にも対応できるよう、安定した財政運営の基盤である「財政調整的基金」残高を充実した。

- ◇目標 財政調整的基金残高  
H21末 80億円 → H26末までに4倍増となる「321億円」
- ◆成果 H25年度末 256億円以上

### (3) 具体的な取組内容

#### ① 「総人件費」の抑制

- 人件費の削減については、「一般行政部門3,000人体制」の実現に向け、職員数の削減を着実に実施した。平成15年度以降、586人削減し、259億円の人件費を抑制した。

- 職員数

H15.4月	3,754人
H23.5月	3,235人
H25.4月	3,168人

- 禁じ手である「職員給与の臨時的削減」により、給与水準を示す「ラスパイレス指数」が、平成20年度には、全国最低となった。

- 削減額 約186億円 (H20.1月～H26.3月)

- 削減状況

H20.1月～	職員給料の臨時的削減	△10%～7%
	管理職手当	△15%
H23.4月～	職員給料の臨時的削減	△5%～1%
	管理職手当	△15%
H25.7月～	職員給料の臨時的削減	△10%～3%
	期末勤勉手当(管理職)	△5%
	管理職手当	△10%

- ラスパイレス指数

H23.4月	全国36位 (97.9)
H24.4月	全国39位 (105.6)

- ※ 24.4月については、国の給与カット実施に伴い指数が上昇

#### ② 「公債費」の縮減

- 「既存ストックの有効活用」や「投資的経費の徹底した重点化」を図った結果、平成22年度当初予算以降、県債の新規発行を300億円程度に縮減した。

- 県債の発行状況(当初予算、臨時財政対策債除く)

H23	297億円	H24	295億円	H25	303億円
-----	-------	-----	-------	-----	-------

- 平成20年度の「全国型市場公募債」導入に際し、投資家が県債を購入する際の目安となる「依頼格付け」を取得している。「信用力は極めて高い優れた要素がある」との評価である「AA(ダブルA)」を6年連続で獲得し、本県財政の「今後の健全性」を客観的に示すことで、有利な資金調達を図った。

### ③ 公共事業をはじめとした「事務・事業の見直し」

- 本県の政策提言により、「地域の元気臨時交付金」が創設されるとともに、これまでに141億円を確保した「森林整備加速化・林業飛躍基金」など国費を有効に活用し、少ない県負担で可能な限り事業費を確保した。
- コスト縮減の観点から、管理運営まで含めた「PFI手法」によって、「農林水産総合技術支援センター」を整備するとともに、「県営住宅」の改築に着手した。「警察職員宿舎」についても、民間資金を活用した手法により、平成25年度から宿舎整備に着手した。

### ④ 「21世紀型行政手法」の積極的展開

- 厳しい財政状況においても各種の重点施策を着実に実施し、県民サービスを低下させないため、施策の推進には予算を伴うという「固定観念」から脱却した21世紀型の行政手法である「とくしま“トクトク”事業」をさらに推進した。
  - 平成25年度当初予算      350事業（H23    328事業）
    - ・ゼロ予算事業                      246事業
    - ・県民との協働推進事業              69事業
    - ・県民スポンサー事業                35事業
- 「新たな事業モデル」を全国に先駆けて発信するため、実施主体の意欲が高く、直ちに効果が現れる「実証実験」や「モデル事業」に予算を重点化した。
  - 平成25年度当初予算      82事業（H23      64事業）
    - ・実証実験                              23事業
    - ・モデル事業                            59事業
- 「歳出の中から歳入を生み出す取組み」を積極的に推進し、例えば、「自動車運転免許センター等整備事業」においては、
  - ①既存ストックの有効活用として旧空港ビルを再利用することにより、解体経費を削減
  - ②行政サービスの向上として更新免許証の即日交付エリアを全県に拡大
  - ③安全安心・防災拠点として広域自動車警ら隊、交通機動隊の移転
  - ④さらには、災害時には、広域緊急援助隊等一時集結場所として活用。といった様々な効果を図った。

### ⑤ 「徳島発の政策提言」の積極的な実施

- 国の概算要求に合わせ、地方の視点、県民の目線に立った「徳島ならではの」政策提言を実施した結果、地方交付税総額を確保するなど、「国の予算」に本県の意見が着実に反映された。
- 地方が地域の実情にあわせて、機動的で創意工夫を凝らした「防災・減災対策」「経済・雇用対策」等を実施できるよう、自由度の高い「新たな交付金」の創設を提言し、国の平成24年度補正予算において、「地域の元気臨時交付金」が創設された。
- 東海地震エリアに比べて地震・津波対策が遅れてきた南海地震対象エリアにおける「財政支援の強化」について、国に対して提言してきたところ、平成25年12月、「南海トラフ巨大地震対策特別措置法」が施行された。同法により、国負担率が嵩上げされるなど、南海地震トラフ巨大地震対策の加速化が実現することとなった。

### ⑥ 「歳入改革」の推進

- 「ふるさと納税」、「県税の徴収率向上」、「受益者負担の適正化」、「広告事業」、「未収金対策」、「未利用財産の有効活用」の「重点6項目」を重点的に推進した。
- 特に、「新たな財源の確保」として、ネーミングライツの拡充や、県のホームページなどでの広告事業に加え、「新規広告媒体の開拓」を推進した。
  - ネーミングライツ
    - ・鳴門・大塚スポーツパーク（鳴門総合運動公園）
    - ・アグリあなんスタジアム（南部健康運動公園野球場）
    - ・JAバンク蔵本公園（蔵本公園）
    - ・あわぎんホール（郷土文化会館）
    - ・ときわプラザ（男女共同参画交流センターフレアとくしま）
    - ・とくぎんトモニプラザ（青少年センター）
    - ・新町川ひかりプロムナード（新町川遊歩道）
    - ・JAあいさい緑地（徳島小松島港和田島緑地）
    - ・イルローザの森（神山森林公園）
    - ・ろうきんホール（中央テクノスクール多目的ホール）
    - ・歩道橋（昭和町1丁目・元町・新町橋2丁目）
  - 新規広告媒体の開拓  
新運転免許センターにおける広告事業 など
- 歳入確保実績
  - 累計（H23～25） 約18億円

### Ⅲ 新たな財政構造改革

#### 1 新たな財政構造改革の必要性

##### ① 地方財政の今後の厳しい見通し

- 県債償還は、平成20年度をピークに減少に転じるとともに、「財政調整的基金」残高についても、平成21年度の80億円から、平成25年度末には256億円以上が確保できる見込みであり、これまでの徹底した財政構造改革の取組みにより、着実な成果が現れている。
- 一方で、依然として、歳入の約6割を地方交付税や国庫支出金などの依存財源に頼っており、国の動向の影響を受けやすい財政構造となっている。
- 平成21年度以降、「別枠加算」により地方交付税総額が確保されたが、国においては、今年の「中期財政計画」において、「別枠加算」や「歳出特別枠」について見直しの方向性が示されている。
- 平成26年度地方財政対策では、「別枠加算」が前年の約6割となるなど、今後の地方交付税増額確保の見通しは非常に厳しい。

##### ② 「徳島・新時代の幕開け！」への対応

- 「本四高速・全国共通料金制度導入」をはじめ、交通体系の整備を最大限に活かすため、徳島の飛躍に向けた施策を積極的に展開する必要がある。
- 全国屈指のブロードバンド環境やLED戦略、農林水産物の輸出拡大や6次産業化の推進など、徳島の強みを活かした経済成長戦略に加え、本県が全国に先駆けて直面する諸課題の解決に向けた施策を積極的に展開する必要がある。
- 「南海トラフ巨大地震対策特別措置法」、「国土強靱化基本法」に基づく制度を最大限に活かしつつ、「南海トラフ巨大地震」への対応、公共事業の大胆な質の転換を図り、「事前防災・減災対策」を推進する必要がある。

##### ③ 「中長期的な視野」に立った財政運営

- 成長戦略や課題解決のための施策の積極展開と財政構造改革を両立させるためには、「新たな財政構造改革基本方針」の策定により、中長期的な視野に立って「収支不足額の解消」や「財政調整的基金の充実」に係る目標を定め、毎年度、着実に財政状況を改善することが不可欠である。

#### ④ 財政構造改革小委員会からの意見

- 「新たな財政構造改革基本方針」を策定するに当たり、「とくしま未来創造プラン推進委員会」の下に設置された「財政構造改革小委員会」において、本県の財政状況、様々な課題を集中審議の上、新しい基本方針の必要性と方向性等について、貴重なご提言を頂いた。

## 2 財政構造改革基本方針の方向性

### □ 「徳島・新時代の幕開け！」に対応する財政運営

#### ① バランスの取れた財政構造改革

- 徹底した歳出削減、歳入確保対策を進めるとともに、県民のニーズを的確に把握し、県民目線で真に必要なサービスを確保しつつ、「経済・雇用対策」「新成長戦略」といった将来の県勢発展の礎となる分野や「安全・安心」につながる分野に予算の集中と施策の重点化を進め、歳出削減のみに頼らない、バランスの取れた財政構造改革とする。

#### ② 既成概念にとらわれない予算編成

- 社会情勢の変化や国の制度の変更や創設、予算編成などに時機を逃さず対応するとともに、「創造的実行枠」の推進、部局をまたがる政策的事業について予算を一括計上し、効率的な執行を可能とするなど、既成概念にとらわれず工夫を凝らした予算編成を行う。

#### ③ 外部有識者からなる会議の活用

- 外部有識者からなる会議（財政戦略会議（仮称））を設立し、意見を聴取して意思決定の参考とすることにより、財政運営上の課題解決を図る。

#### ④ 格付け機関による格付け「全国上位クラス」の堅持

- 外部の専門機関の客観的評価である、「依頼格付け」において、本県は、「信用力は極めて高く、優れた要素がある」との評価である「AA（ダブルA）」を6年連続で取得しているが、「全国上位クラス」を堅持し、有利な条件での資金調達を行うことができるようにする。

### ⑤ 「財政状況」等の公表

- 「新たな財政構造改革」の推進に際しては、財政の状況や改革の取組内容、予算編成作業について、さらに透明性を高め、県民や職員、市町村と情報や意識の共有を図りながら、進める必要があり、県ホームページなど様々な手法を活用し積極的かつ分かりやすい公表に努める。
- 予算の編成段階においても、「予算編成に向けた基本的な考え方」を公表するなど、予算編成に係るプロセスの透明化を図り、「より良い予算編成」に繋げる。

## 3 改革期間

平成26年度から平成28年度までの3年間とする。

## 4 改革目標

### (1) 「起債許可団体」からの脱却

- 実質公債費比率について、平成21年度以降、18%以上となり、起債の発行に際し総務大臣の許可が必要となっているが、18%未満とし、起債許可団体から脱却する。

#### (改革目標)

◇ 実質公債費比率 H28までに18.0%未満

※ 平成25年度から平成27年度決算の3カ年平均

### (2) 「公債費」・「県債残高」の縮減

- 県債新規発行の抑制に努めてきたことにより、義務的経費である公債費、県債残高ともに大幅な改善が図られてきたが、「財政の弾力性」を確保し、「財政健全化への道筋」を確かなものとするため、さらなる公債費の縮減に努める。

#### (改革目標)

◇ 公債費 H24 736億円 → H28までに 500億円台

※ 一般会計決算ベース、臨時財政対策債を除く。

- 県債新規発行の抑制に努めてきたことにより、県債残高（臨時財政対策債除く）は平成16年度の8,385億円をピークに減少しているが、さらなる残高の減少に努める。

**（改革目標）**

◇ 県債残高 H24 6,285億円 → H28までに 5,500億円台

※ 一般会計ベース、臨時財政対策債を除く。

**（3）「財政調整的基金」残高の充実**

- 地方財政を取り巻く環境の急激な変化にも対応できるよう、安定した財政運営の基盤である「財政調整的基金」残高を充実する。

**（改革目標）**

◇ 財政調整的基金残高  
H24末 250億円 → H28末までに2倍以上の「600億円」

※ 財政調整的基金残高は、財政調整基金と減債基金の残高であり、  
（ 財政調整基金 H24末 141億円 → H28末 150億円 ）  
（ 減債基金 H24末 109億円 → H28末 450億円 ）  
を目指す。

## IV 財政構造改革における具体的方策

### 1 歳入確保対策

#### (1) 地方税財政制度の充実

- 本県財政の危機的状況を招いた最大の要因は、平成16年度の三位一体改革による「地方交付税総額」の大幅削減以降、低水準の交付が続いたことや、公債費、社会保障費をはじめとする義務的経費の負担増が重なったことによるものである。
- 「持続可能な財政基盤」を確立するためには、一般財源の安定的な確保が必要であり、そのためには、県税の増収に向けた取組みとともに、「地方税財政制度の充実」に向け、全国知事会などとも連携し、国に対し積極的に提言を行うことにより地方交付税総額を確保する必要がある。

#### (2) 県税徴収率の向上

- 県税については、平成24年度実績で「全国第8位」と全国的にも高い徴収率を維持しているが、自主財源の確保を図るためには、税の公平性の観点から適切な賦課に努めるとともに、収入未済額の縮減について、市町村との連携による取組みを一段と進め、徴収対策を強化する。
- 税務協力団体等と連携し、納税の重要性について、あらゆる機会を捉えた啓発を進め、「納税意識の向上」に取り組む。

#### (3) 未収金対策

- 負担の公平性、公正性の観点からも、各種貸付金や県営住宅使用料などについて、未収金削減対策の更なる強化を図るため、「未収金対策委員会」での検討を踏まえ、効果的な督促や法的措置など、「債権管理の適正化」や「未収金回収に向けた具体的な対策」に組織横断的に取り組む。

#### (4) 受益者負担の適正化

- 使用料や手数料について総点検を実施し、社会経済情勢の変化等を踏まえ、「負担の公平性」や「他県の状況」、「類似施設との均衡」、「維持管理費の状況」、「徴収コスト」などの観点から、サービスの水準に応じた「受益者負担の適正化」を行う。

## (5) 県有財産の活用

### ① 未利用財産等の有効活用

- 未利用財産については、利活用について幅広く検討を行った上で、処分可能な財産は売却目標を定め、「インターネット入札」など、様々な手法を活用し、着実に売却を進める。現在活用している施設についても、庁舎スペースや敷地の有効活用を検討するなど、更なる活用を進める。
- 「自動販売機における公募制の推進」など、さらに工夫を凝らした、「新たな収入源の確保」を推進する。

### ② 広告事業

- 県有施設の命名権を企業などに売却する「ネーミングライツ」や県が保有する資産への民間事業者等の「広告表示」については、更なる工夫を凝らしながら、「対象施設の拡大」や「新たなパートナー企業の掘り起こし」、「既存事業の拡充」など、歳入確保対策を進める。

## (6) 外部資金等の有効活用

- 国の補助交付金や委託事業、国の外郭団体や民間団体の各種助成制度等について分析を行い、全庁で情報共有を図ると共に、従来の先入観にとらわれない「国庫支出金・外部資金」の積極的な活用を努める。  
また、適当な国の補助制度等が存在しない場合には、その創設等について、国に対して積極的に政策提言を行う。

## (7) 基金の活用

- 財政調整基金については、地方財政を取り巻く環境の急激な変化にも対応できるよう、残高の確保に努める。  
減債基金については、将来の県債償還の適切な見込みのもとに、必要額を積立てるなど、計画的な管理及び活用に努める。
- 基金の運用については、的確な将来見通しのもと、長期運用が可能なものについては積極的に債券運用を行うなど、確実な管理に努めつつ、有効な活用を進める。
- 「国の経済対策関連基金」について、有効活用を図るとともに、必要に応じて「期間の延長」や「拡充」について国に政策提言を行う。
- 特定目的基金は、その所管課のみが限定的に活用するのではなく、他の所属に対し、基金の目的や活用のあり方について情報の提供を行い、全庁を挙げて最も効果的な活用方策を検討する

## (8) ふるさと納税

- 県ホームページや全国各地の県人会を通じたPRなど、様々な機会を捉え、制度周知を行うとともに、「寄附者の利便性向上」や「寄附金を活用した魅力ある事業の展開」など、創意工夫を凝らし、納付額の確保に努める。

## (9) 宝くじ収益金の確保

- 宝くじの県内売り上げの一定割合が県の歳入になることから、さらなる販売促進に努めるとともに、マスコット「宝くじ・すだちくん」の活用により、広告事業や収益金助成事業において、新たな事業展開を推進する。

## (10) 県債の活用

- 「実質公債費比率」等の動向にも留意し、投資的経費の重点化など様々な工夫を凝らして「県債新規発行の抑制」に努めながら、「緊急防災・減災事業」をはじめ、交付税措置率の高い県債を有効活用する。

## 2 歳出改革

### (1) 総人件費の抑制

#### (定員管理・給与の適正化)

- 県民ニーズに的確に対応していく観点に立って、時代の変化に柔軟に対応し、限られた行政資源で最大の効果を発揮するため、バランスの取れた「定員管理」を図る。  
また、人事委員会勧告制度を踏まえ、国及び他県の動向や社会経済情勢等を見極めながら、「給与の適正化」を図る。

#### (効率的な業務執行)

- 「管理職のマネジメント強化」や「職員一人ひとりへの意識啓発」の取組みを進めるとともに、効率的な業務運営の徹底により、「時間外勤務手当の縮減」を図る。  
また、仕事の能率、業務の効率性の向上やワークライフバランスの実現、さらには、優秀な人材の確保にも繋がる「テレワーク」の導入を図る。

### (2) 公債費の抑制

#### (全国型市場公募債の有効活用など資金調達効率化)

- 格付評価のポイントとなっている「経済基盤の活性化」、「県債残高の削減」、「財政構造改革の推進」、「病院事業、港湾等整備事業及び林業公社の経営健全化」などについて、さらなる施策の重点化や取組みの加速を図り、引き続き、格付けにおいて「全国上位クラス」を堅持し、有利な条件での資金調達を行う。

#### (県債新規発行の抑制)

- 県債残高の縮減や公債費負担の軽減により、財政の弾力性を取り戻し、公債費以外に充てる財源を確保するため、投資的経費の「適切な水準」を確保しつつ、「県債新規発行の抑制」を図る。

### (3) 扶助費をはじめとする「社会保障関係費」の増大抑制

#### (適切な制度運用)

- 国の制度改正や基準改定の動向、地方財政対策による措置、他の都道府県における支給状況等を常に分析した上で、現状を的確に把握し、適切な制度運用に努める。

#### (給付の適正化)

- 後期高齢者医療、介護給付などの「社会保障関係費」については、毎年度、多大な財政負担増につながっている。このため、給付の状況を分析し、抑制の可能性を検証するとともに、適正な給付のあり方について市町村とともに検討を進める。

#### (超過負担の解消)

- 国庫補助負担金の交付を受けている事業等について、県に超過負担が生じている場合は、国に対し「必要な予算の確保」や「制度変更」について提言を行い、その解消に努める。

#### (事業の見直し)

- 県単扶助費については、少子・高齢化や県民の暮らしの現状、消費税増税に伴う社会保障の充実の方向性などを踏まえながら、制度の効果、運用のあり方、法令等との関係などを検証、適切な見直し検討を行うとともに、必要に応じて制度創設や財政措置について、国への提言を行う。

#### (健康・長寿対策の実施)

- 将来にわたって安定した制度運用を図り、中長期的に社会保障関係費の伸びを抑制するため、「少子化対策」や「生活習慣病対策」、「介護予防」などの「健康・長寿対策」を推進する。

#### (4) 事務事業の聖域なき見直し

##### ① 聖域なき徹底した見直し

###### (見直しの視点)

- 事業の必要性や緊急性、制度設計のあり方など「徹底した見直し」と「新規事業の検討」を行う。
- 県民ニーズを的確に把握し、組織の使命と達成すべき目標など、重点化の方針を明確にした上で、効果測定を徹底的に実施、事業の見直しを行うとともに、効果の不明なもの、目的を達成したものは廃止する。
  - ・すべての事業について「コストの低い代替手段」の検討
  - ・緊急性、必要性の低い事業の廃止や進捗調整
  - ・事業実績が「低調な事業」の廃止・縮小
  - ・「単価設定」や「契約手法」などの再検討
  - ・受益者が特定の者に偏る事業などについて「公費投入のあり方」の検証に努める。

###### (補助金の検証)

- 複数年継続している補助金等については、「固定化」「既得権益化」していることも考えられることから、法律等に基づくものを除き、事業目的の達成状況などの観点から効果を検証し、抑制を図る。県単独補助金、特に「継ぎ足し補助金」やいわゆる「団体補助金」については、廃止又は水準の引き下げを徹底して行うなど、聖域なき見直しを進める。

###### (歳出の中から歳入を生み出す取組み)

- 事業の実施に当たり「経済波及効果」をはじめ多様な効果を重視するとともに、大規模事業の進捗調整、部局間を越えた類似事業の統廃合や効率的執行、既存ストックの最大限の利活用などを徹底する「歳出の中から歳入を生み出す取組み」を積極的に展開する。

###### (「とくしま“トクトク”事業」の強力展開)

- 施策の推進には予算を伴うという「固定観念」から脱却し、新規事業、既存事業問わず、「ゼロ予算事業」「県民との協働推進事業」「県民スポンサー事業」からなる21世紀型の行政手法「とくしま“トクトク”事業」のさらなる拡充を図る。

(「実証実験」・「モデル事業」の積極的展開)

- 実施主体の意欲が高く、直ちに効果が現れる「実証実験」や「モデル事業」を積極的に展開し、国への政策提言による財源確保に繋げる。

(予算執行段階での財源確保努力)

- 予算執行段階における、創意工夫を凝らした経費節減の徹底や、予算を上回る歳入確保努力により、「財政調整的基金」にできる限りの積み戻しを行い、「基金残高の確保」や「後年度の財政負担の軽減」を図る。

(業務棚卸し)

- 身近なところから業務の進め方を総点検し、県民サービスの向上を図るとともに、業務の簡素化・効率化、経費の節減を行う「業務棚卸し」を積極的に推進する。

(情報システム関連事業の見直し)

- ICTを有効活用し、行政効率の向上と経費節減を図るとともに、情報通信技術の活用にあたっては、業務の集約化や効率化による効果を検証し、「公共サービスの利便性向上」と「管理運営コスト縮減」の両立を図る。
- 情報システム関連事業は、管理的経費の中で大きな比率を占め、かつ、その負担が長期にわたって固定化することから、事業の効果・利用率が低いものは、廃止も含め、必要性等について検討を行う。

② 民間や市町村などとの「役割分担・連携」の仕組みづくり

(役割分担のあり方)

- 本県を取り巻く環境の変化に対応しながら「新たな県民ニーズ」にも対処するためには、県として果たす役割を「県でなければならない、真に必要なサービス」に重点化するとともに、県民、NPO法人、民間企業、市町村など多様な主体の特性を活かして、公共を支え合い、「質の高い県民サービス」の提供に努める。

(技術・能力等の有効活用)

- NPOや民間企業など、多様な主体の持つ、技術や能力、ノウハウなどの強みや特性を活かす連携を図る際には、これまでの手法や考え方にとらわれない柔軟な発想を活かし、NPOや民間企業などからの提案も活用して課題解決を図る。

(課題解決のための連携)

- 大学や企業等との協定、連携、協働により、地域が直面する課題解決を図る取組みを進める。

(官民協働による維持管理)

- 道路や河川の管理において、地域住民など「地域の多様な主体」と連携した「実証実験」を既に実施しているが、「公共施設等の維持管理」をはじめ様々な分野において「官民協働による取組み」をさらに推進する。

(公共サービスを担う新たな仕組み)

- 「多様な主体」により公共サービスを担う仕組みである「PFI」、  
「指定管理者制度」などのさらなる有効活用を図る。

(事務事業の共同化・一体化による県民サービスの向上)

- 県民サービスの向上、事務事業の効果的・効率的な実施、行政コストの縮減などの観点から、府県間や県・市町村共通の課題であり目的を一にしている事務・事業について、「機能の共同化・一体化」を図りながら、より効果的に推進する。

### ③ 外郭団体の見直し

(外郭団体の見直し)

- 外郭団体は、様々な分野における専門性を活かし、行政を補完・代替する役割を果たしてきたが、社会経済情勢の変化に応じ、設立目的や役割、県の関与のあり方について改めて見直すとともに、経営健全化や透明性の確保のための取組みを進める。

### (5) 「投資的経費の重点化」と「計画的な維持補修」の実施

(投資的経費の平準化、重点化及び公共事業等の質の転換)

- 投資的経費については、「適切な水準」を確保しつつ、「県債新規発行の抑制」により、公債費のさらなる縮減を図るため、徹底した平準化と重点化を図る。
- 公共事業等については、「大胆な質の転換」を図り、事業効果の早期発現、緊急性、費用対効果及び後年度財政負担を十分に勘案し、「南海トラフ巨大地震」などを迎え撃つ「事前防災・減災対策」や、全国的な課題である「社会資本の老朽化対策」などの事業に重点化を図る。

(予防保全型の管理)

- 長寿命化による更新コストや管理コストの縮減、事業費のピークの抑制に努めるなど、投資的経費と維持補修費の効果的な予算配分により、施設の「ライフサイクルコストの最小化」を進める。

(県内経済への配慮)

- 「中山間地域」をはじめとする「県内経済の格差」に配慮するとともに、本県経済の活性化に向け、補助事業や県単事業において地元発注を確保する工夫を行い、加えて国直轄事業についても地元発注の機会が増えるよう、国に対しこれまで以上に意見を述べるなど、「県内企業への優先発注」に向けたさらなる取組みを加速する。

(コスト縮減の取組み、既存ストックの有効活用など)

- 事業実施に当たっては、工事コスト縮減や地域の実情にあった「規格の見直し」、「既存ストックの有効活用」、「県内産資材使用の徹底」など、さらなる工夫を行う。

(大規模事業の進捗調整等)

- 大規模事業は、「投資に見合う効果」について十分検証を行った上で、より効果的な事業から着手する。  
また、新規着手については、緊急性、投資規模、代替施策による対応の可否等の検討、及び、継続事業の進捗調整や不用遊休財産の売却による財源確保を十分検討する。

(6) 特別会計等の経営健全化

- 「特別会計」は、一般会計に依存しない適切な運営が可能となるよう事業の効率化や歳入確保などを進め、徹底した改善を図る。一般会計からの繰入金により経営を維持しているものや多額の県債を抱えている特別会計等については、必ず「中長期的な収支見通し」を検討した上で、「適切な使用料収入の確保」、「用地売却の早期処理」等により、早期の経営改善に努める。
- 「企業会計」においても義務的経費を含む「事業コストの縮減」と、「受益者負担の適正化」などに取り組み、持続可能な経営体制を確立し、「一般会計からの繰入金」の縮減を図る。

(特別会計) 港湾等整備事業、流域下水道事業 等  
(企業会計) 病院事業 等

## 参 考 資 料

- ・ 今後の財政収支見通し
- ・ 県債の新規発行の状況（当初予算ベース）
- ・ 県債残高と公債費の推移
- ・ 財政調整的基金・残高の推移

## 今後の財政収支見通し

### 1. 収支見通しの前提条件

- ① 平成26年度当初予算をベースとして、機械的に行った試算である。
- ② 平成26年度の地方財政対策を前提として試算を行っているが、国の厳しい財政状況や景気動向に伴う影響、地方交付税・国庫補助金の大幅な制度改正など、今後様々な変更要因が生じるものと考えられる。従って、数値は、相当の幅を持ち、一定の目安として見るべきものである。

### 2. 推計方法

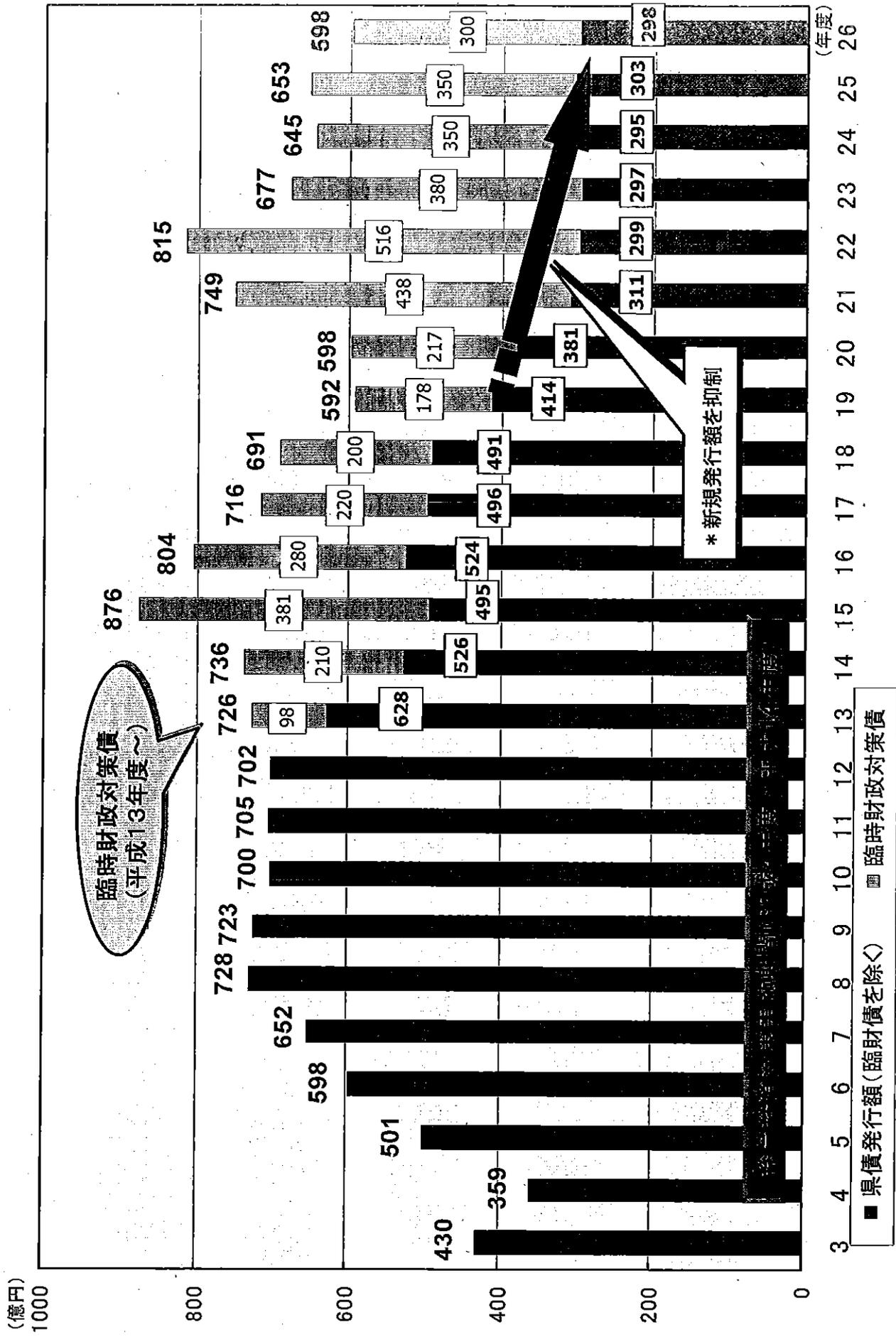
- ① 県税は、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」の名目成長率を参考に試算。
- ② 地方消費税については、平成26年4月以降、消費税率8%としている。
- ③ 地方交付税・臨時財政対策債は、平成26年度当初予算額をベースに、公債費分を積み上げ。  
「別枠加算」については、平成28年度までに段階的に廃止されるものとして試算。
- ④ 人件費は、退職手当や生徒数減に伴う教員の減を、過去の実績を踏まえ試算。
- ⑤ 扶助費は、過去の伸び率(3.7%)を参考に試算。
- ⑥ 公債費は、既発債の償還見込分に新発債を加算して試算。
- ⑦ 予算の執行段階における経費節減努力等として、平成26年度以降は40億円を固定。

# 財 政 収 支 見 通 し

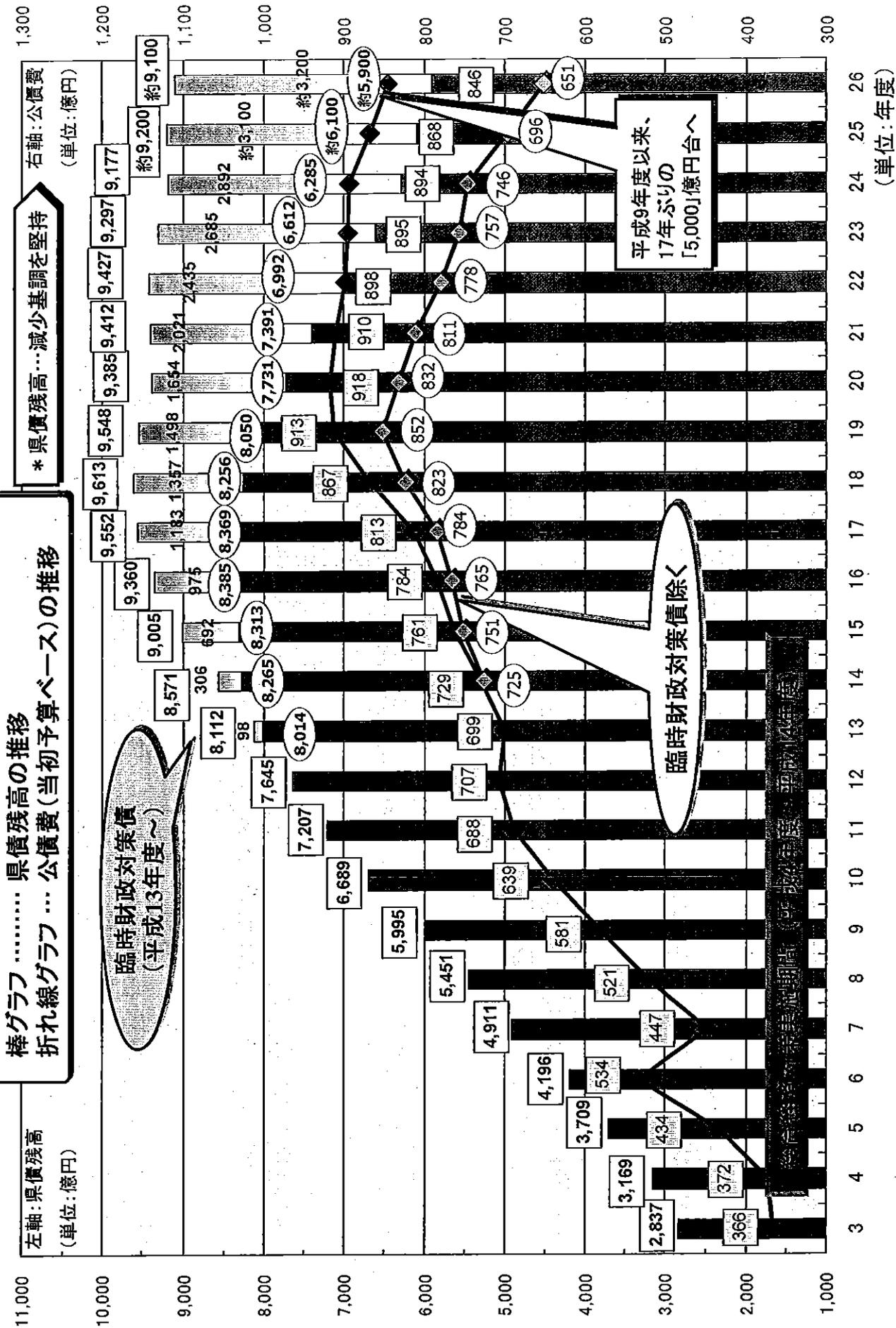
(単位：億円、%)

区 分	25年度当初	26年度	27年度	28年度
歳 入 ①	4,541	4,727	4,704	4,682
(対前年度伸率)	1.1	4.1	△0.5	△0.5
一般財源	2,706	2,798	2,880	2,857
(対前年度伸率)	△1.6	3.4	2.9	△0.8
県 税	665	705	737	739
(対前年度伸率)	0.0	6.0	4.5	0.3
地方交付税・臨時財政対策債	1,750	1,750	1,724	1,698
(対前年度伸率)	△2.8	0.0	△1.5	△1.5
その他	291	343	419	420
(対前年度伸率)	1.7	17.9	22.2	0.2
特定財源	1,835	1,929	1,824	1,825
(対前年度伸率)	5.5	5.1	△5.4	0.1
国庫支出金	518	545	547	548
(対前年度伸率)	2.2	5.2	0.4	0.2
県債	303	298	300	300
(対前年度伸率)	2.7	△1.7	0.7	0.0
その他	1,014	1,086	977	977
(対前年度伸率)	8.1	7.1	△10.0	0.0
歳 出 ②	4,621	4,777	4,797	4,745
(対前年度伸率)	1.3	3.4	0.4	△1.1
義務的経費	2,756	2,744	2,818	2,796
(対前年度伸率)	△1.6	△0.4	2.7	△0.8
人 件 費	1,166	1,149	1,167	1,157
(対前年度伸率)	△2.7	△1.5	1.6	△0.9
うち退職手当分	117	101	124	120
うち退職手当以外分	1,049	1,048	1,043	1,037
扶 助 費	544	550	571	593
(対前年度伸率)	3.4	1.1	3.7	3.7
うち扶助費	432	441	458	475
うち税関係交付金等	112	109	113	118
公 債 費	868	846	806	772
(対前年度伸率)	△2.9	△2.5	△4.7	△4.2
税関連交付金等	178	199	274	274
(対前年度伸率)	△2.2	11.8	37.7	0.0
投資的経費	792	822	797	767
(対前年度伸率)	12.3	3.8	△3.0	△3.8
うち公共事業	540	581	581	581
うち公共事業以外	252	241	216	186
そ の 他	1,073	1,211	1,182	1,182
(対前年度伸率)	1.6	12.9	△2.4	0.0
収支不足額(A)①-②	△80	△50	△93	△63
執行段階節減努力等(B)	40	40	40	40
実質的収支不足額(A+B)	△40	△10	△53	△23
実質的収支不足額(H26~28累計)	△40	△10	△63	△86
財政調整基金残高	100	90	37	14

# ■ 県債の新規発行の状況(当初予算ベース)

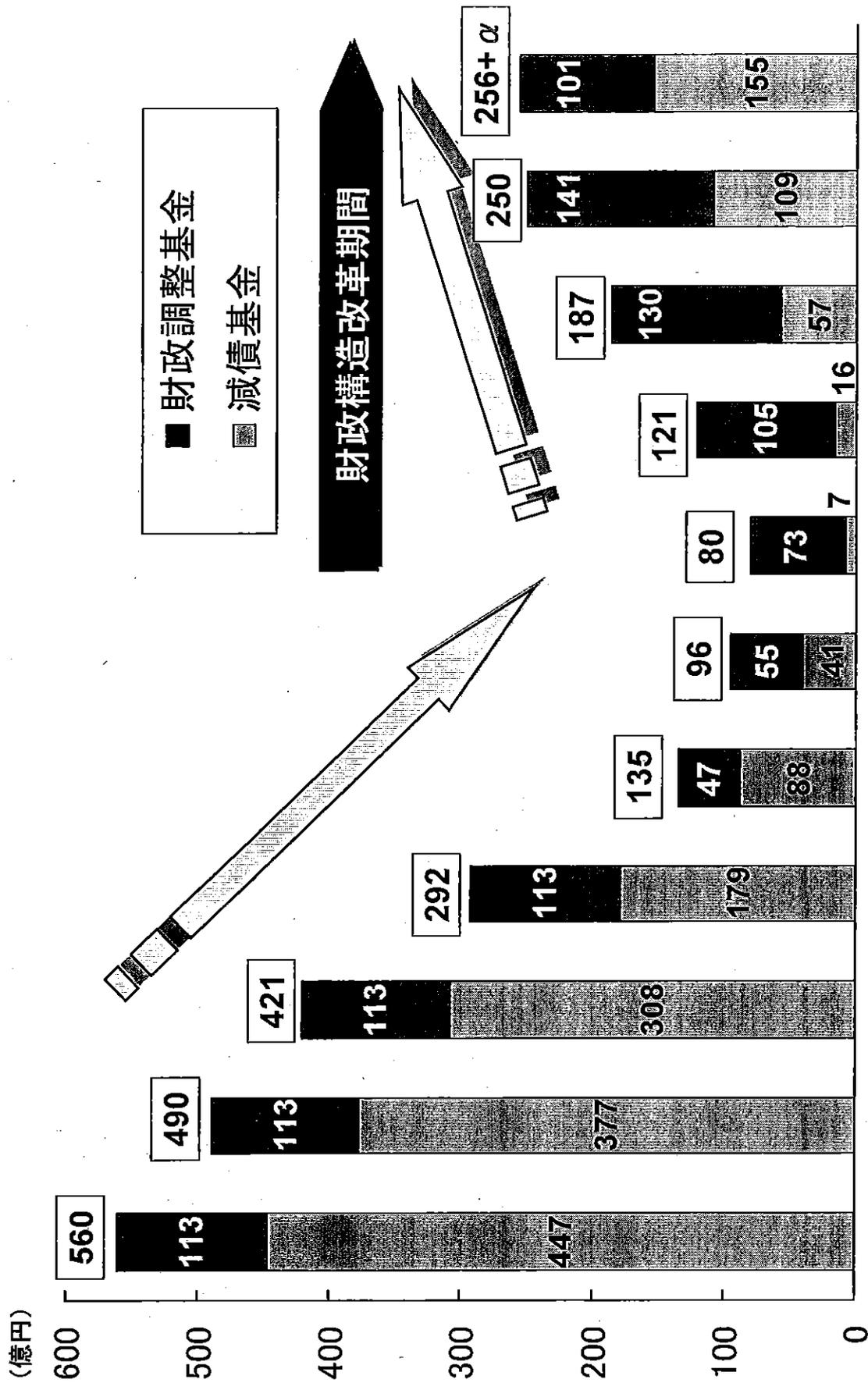


# ■ 県債残高と公債費の推移



※公債費の平成6年度は、NTT債残上償還金を除いた数値

# 財政調整的基金・残高の推移



# 意見書

## 新たな財政構造改革について

平成25年12月

とくしま未来創造プラン推進委員会  
財政構造改革小委員会

## 新たな財政構造改革についての意見

### I 「財政構造改革基本方針」策定時（平成23年度）の状況

平成 16 年度の三位一体改革に名を借りた、地方交付税等の大幅な削減により、県に交付される地方交付税等は、平成 16 年度から 19 年度までの 4 年間で 900 億円を超える減額となり、県財政は危機に直面した。

このため、平成 20 年度の「財政収支の見通し」では、22 年度までの 3 年間で多額の収支不足額が発生し、財政調整基金残高は枯渇寸前となる見通しとなったことから、県は、当小委員会の意見を踏まえ、財政構造改革基本方針を策定、財政健全化の取組みを進めた。その結果、3 年間の目標を 605 億円としていた収支不足の解消は、625 億円と、目標を上回る成果となった。

しかしながら、「百年に一度の経済危機」以降の厳しい経済・雇用情勢の長期化により、県税収入が大幅な減収となるなど、策定時の想定を大きく上回る財政悪化要因によって、自主財源の確保が一段と難しくなる一方で、歳出面では、扶助費など社会保障関係費の増加や、公債費が高水準で推移するなど、依然として厳しい財政状況が継続することとなった。

このため、平成 23 年度の「財政収支の見通し」では、25 年度までの 3 年間に、約 130 億円の収支不足額が発生、25 年度末には、財政調整基金残高は枯渇する見通しとなった。こうした状況の下、県から当小委員会に対し、今後の財政運営に対する意見が求められた。

当小委員会は、収支不足を回避するためのあらゆる取組みについて、議論し、県が、安定的に行政サービスを提供するためには、強固な財政基盤の構築が必要であり、県財政の当面の危機的状況を回避しながら、着実に「財政の健全化」を推進すべきであるとした、「意見書」を提出した。

これを踏まえ、県は、平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間を改革期間とする「財政構造改革基本方針」を平成 23 年 7 月に策定した。

## Ⅱ 「財政構造改革基本方針(H23～H25)」によるこれまでの成果

県は、厳しい財政状況の下、県民サービスの水準を維持するとともに、「持続可能な財政構造」への転換を図るため、次の3つの改革目標を掲げ、歳入確保、歳出削減のあらゆる取組みにより、財政構造改革を進めてきた。

### ①収支不足額の解消

平成23年度から25年度までの間に130億円

### ②公債費の縮減

平成21年度806億円を26年度までに600億円台  
(一般会計ベース、臨時財政対策債を除く)

### ③財政調整的基金残高の充実

平成21年度末80億円を26年度末までに321億円

これらの目標の達成に向けた具体的な取組みとして、

- ・ 地方税財政制度の充実による地方交付税総額の確保や、経済対策など国の予算の制度設計に地方の知恵と発想を反映させる「徳島発の政策提言」を積極的に実施した。
- ・ 「禁じ手」である給与カットをはじめ、公債費の縮減など、義務的経費にまで踏み込んだ「聖域を設けない」大幅な歳出の削減・重点化を図った。
- ・ 県有施設の命名権を企業などに売却するネーミングライツの対象施設の拡大や自動販売機における公募制の導入などによる新たな手法による歳入確保対策を行った。
- ・ 施策の推進には予算を伴うという「固定観念から脱却」し、重点施策を着実に実施するため、「ゼロ予算事業」、「県民との協働推進事業」、「県民スポンサー事業」の3本柱からなる「とくしま“トクトク”事業」や「実証実験」、「モデル事業」の拡充を図った。

- ・ 多様な効果の発現や経済波及効果を目指す、「歳出の中から歳入を生み出す取組み」を推進した。例えば、新運転免許センター等整備事業では、旧空港ビルを活用するとともに、災害時には広域緊急援助隊の一次集結場所とするなど、建設や解体に係る事業費の圧縮と機能強化の両立を図った。
- ・ 公共事業等について、事業効果の早期発現、緊急性、費用対効果及び後年度負担等を十分に勘案し、「大胆な質の転換」を図り、事前防災・減災対策や社会資本老朽化対策など、緊急性の高い対策への重点化を図った。
- ・ 外部機関による客観的な評価として、「信用力は極めて高く、優れた要素がある」との「AA（ダブルA）」を取得し、本県財政の「今後の健全性」を示すことによる効率的な資金調達や県債の新規発行を抑制した。

その結果、

- ・ 「収支不足額の解消」については、平成23年度から25年度までの3年間で、約130億円の解消を図るとしていた目標に対し、現時点までに124億円を解消
- ・ 「公債費の縮減」については、平成20年度をピークに5年連続で減少、25年度に、696億円（臨時財政対策債を除く）となり、26年度までに600億円台とする目標を1年前倒しで達成  
また、「県債残高」についても、18年度末をピークとして減少へと転じさせ、減少基調を維持
- ・ 「財政調整的基金残高の充実」については、財政調整基金と減債基金を合わせた残高を平成26年度末に、321億円確保する目標に対し、25年度末時点で、256億円となる見通し

となっており、「持続可能な財政構造の実現」に向け、一定の道筋を見出せたものと言える。

### Ⅲ 県財政を取り巻く環境の変化と「新たな方針」の必要性

本県歳入の約3割を占める地方交付税は、平成25年度地方財政計画で6年ぶりの減少に転じたが、20年度以降は、歳出特別枠の規模が維持されたことなどにより、その総額が確保されてきた。しかし、平成26年度地方財政対策に向けた「骨太の方針」や「中期財政計画」において、25年度には、1兆4,950億円が確保された歳出特別枠の見直しについて言及されるなど、今後の地方財政対策は非常に厳しいものとなることが懸念される。

本県財政の硬直化の最大の要因である、公債費は、減少に転じたものの、実質公債費比率は、20.8%と、北海道に次いで全国ワースト2位、また、臨時財政対策債を含めた県債残高についても、依然として高い水準で推移している。

今後は、高齢化の進行などによる、扶助費の増加は避けられない上、経済・雇用対策や防災・減災対策などの課題へ着実に対応する必要がある、財政運営は、依然として厳しい状況が続いている。

平成25年7月23日に開催された、とくしま未来創造プラン推進委員会では、このような状況を踏まえ、平成26年度以降の新たな財政構造改革に取り組む必要があるとの意見があり、その方向性については、当小委員会で議論することとなった。

当小委員会は、これまでの県の財政構造改革の取組みや現状の分析、直面する課題などについて審議を行った結果、次のような取組みを行う必要があると考える。

### Ⅳ 「新たな財政構造改革基本方針」の取組みの方向性

これまでの財政構造改革の取組みにより、一定の成果が見られるものの、中期的視野に立って、「新たな財政構造改革基本方針」を策定し、その中に改革の方向性や具体的方策を盛り込み、これに沿って改革を着実に推進すべきである。

その際には、可能な限り義務的経費の縮減を進め、政策的経費の確保に努めるとともに、民間の活力やノウハウの活用、外部委託の検討、外部資金の活用など、これまでに一定の取組みがなされているものについても、従来の手法にとらわれない柔軟な発想により、踏み込んだ取組みを進め、提言を通じた制度の改善や改革も視野に入れる必要がある。

## 1 総括的事項

新たな財政構造改革では、将来目標を設定し、取組みの方針や具体策を明確に示した上で、取り組む必要がある。財政構造改革の取組みは、県民の理解と協力なくしては、推進できないものであり、県の財政状況や財政構造の課題、対策について、意識の共有を図ることが極めて重要である。

そうした視点に立ち、新たな方針においては、とりわけ、以下の点に留意する必要があると考える。

### ① 実質公債費比率の改善

徳島県が、厳しい財政運営を強いられている最大の要因は、公債費負担の水準が高いことによる。平成 20 年度をピークとし、5 年連続で縮減しているものの、当面は、「国の経済対策」に呼応して発行した県債の償還による負担が続く見込みである。

「公債費負担適正化計画」では、実質公債費比率を 28 年度に 18 %未満に抑制することとしている。この目標を確実に達成し、弾力性のある財政構造を実現するためにも、引き続き、公債費の縮減を進める必要がある。

### ② 将来の公債費負担への対応

県債残高は、平成 18 年度をピークとし、減少基調を維持しているものの、臨時財政対策債を含めた県債残高は、依然として高い水準で推移している。県債の償還は、将来、確実に発生する負担であることから、公債費的確な将来推計のもと、減債基金の着実な積立を行うなど、将来の償還に備える必要がある。

### ③ 財政調整基金残高の確保

交付税をはじめとした依存財源の影響を受けやすい財政構造の本県が、将来にわたり安定的な財政運営を行うためには、一定規模の財政調整基金を確保する必要がある。財政構造改革を進め、歳入に見合った歳出規模への転換により、収支不足を生じない財政運営を行い、財政調整基金の残高を、少なくとも「現在の水準で維持」すべきである。

## 2 歳出改革

### ① 人件費

給与の適正化及び適正な定員管理の推進、超過勤務の縮減を図るなど、引き続き、総人件費の抑制に努めるべきである。その際には、常に業務の簡素化、効率化や仕事の進め方を見直す業務改善を実施するとともに、少子高齢化が進行する本県の実情を踏まえれば、ワークライフバランスの実現はもとより、有為な人材の確保にも繋がる「在宅勤務」や「サテライトオフィス」の設置といった「テレワーク」の導入をはじめ、「新たな働き方」についても、積極的に推進すべきである。

### ② 扶助費

「扶助費」は、義務的経費であるものの、本県財政を大きく圧迫する要因となっている。高齢化の進行をはじめとした要因により、今後も増加する見込みではあるが、抑制に向けた取組を進める必要がある。医療の効率的な提供を推進するとともに、給付事業については、コスト意識を持ちつつ、適正な受給者認定や制度の運用・執行についてチェックを行うべきである。また、制度の改善を図るためにも、地方の実情を踏まえた国への提言を行うべきである。

### ③ 公債費

外部の専門機関の客観的評価である、「依頼格付け」において、「信用力は極めて高く、優れた要素がある」との評価である「AA（ダブルA）」を維持し、本県財政の「健全性」を示すことにより、総利払い額の縮減に努め、将来の公債費負担の抑制に努めるべきである。

「公債費」は、これまで適切に抑制がなされてきたが、今後においても公債費負担の適切な将来見通しのもとに、引き続き県債発行の抑制を進める必要がある。公債費負担の軽減により、財政の弾力性を取り戻し、公債費以外に充てる財源の確保に努めるべきである。

#### ④ 投資的経費

公共事業の大胆な「質の転換」を図り、社会資本の老朽化対策による施設のライフサイクルコストの最小化を図るための取組みを進めるべきである。

老朽化した施設の更新、新規整備にあたっては、既存ストックの有効活用を十分に図り、改築や処分に係るコストを削減するとともに、利便性の向上にも資するよう努めなければならない。

とりわけ、発生が懸念される大規模地震へ備えるため、事前防災・減災対策を着実に推進する必要がある。特に南海トラフ巨大地震対策については、「南海トラフ巨大地震の対策に関する特別措置法」の成立を受け、今後、措置される財源を最大限に活用するとともに、県の「震災対策基金」についても、必要に応じて取崩しによる活用を図るべきである。

大規模事業は、投資に見合う効果を十分検証した上で、より効果的な事業から着手をするとともに、規模縮小やコスト縮減、進捗調整についても再検討をすべきである。

#### ⑤ 予算の重点化・効率化

限られた財源の中、予算の重点化に当たっては、県民目線でニーズを把握し、県内経済や県民生活への波及効果や手法を点検し、徹底した「歳出の中から歳入を生み出す取組み」の視点により、効果の高いものから実施すべきである。

団体への補助金をはじめ、固定化、既得権益化した事業については、効果を徹底的に検証し、見直しするとともに、効果の不明なものや目的を達したものは廃止すべきである。

外郭団体は、様々な分野における専門性を活かし、行政の補完・代替という役割が期待されているが、社会経済情勢の変化に応じ、経営健全化や透明性の確保のための取組みを推進すべきである。

特別会計は、一般会計に依存しない適切な運営が可能となるよう、事業の効率化や歳入確保などを進め、徹底した改善を行うべきである。

## ⑥ NPO・民間等との連携

施策推進に当たっては、常に県や市町村といった公的セクターが主体となってサービスを提供するのではなく、NPOや民間企業など、「多様な主体」の持つ、技術や能力、ノウハウなどの強みや特性を活かす連携を図るべきである。その際には、これまでの手法や考え方にとらわれない柔軟な発想を活かすため、NPOや民間企業などからの提案による課題解決を図る取組みなどを進めるべきである。

## 3 歳入改革

### ① 政策提言

一般財源総額の確保をはじめとする地方税財政制度の充実や、国の施策の制度設計に、本県の知恵と発想を反映させるため、時期を的確に捉え、積極的に「徳島発の政策提言」を進めるべきである。

### ② 受益者負担等のあり方

県税については、全国的にも高い徴収率を維持しているが、自主財源の確保を図るためには、適切な賦課に努めるとともに、収入未済額の縮減について、市町村との連携による取組みを一段と進め、税の公平性の観点からも、悪質滞納者は断じて見逃さない姿勢で徴収対策を強化すべきである。

また、税務協力団体等と連携し、納税の重要性について、あらゆる機会を捉えた啓発を進め、「納税意識の向上」を図るべきである。

その他の未収金については、景気低迷の影響等により厳しい状況にあるものの、効果的な督促や法的措置について、組織横断的な取組みを推進するなど、一層の回収強化に努めるべきである。

県の使用料・手数料についても、受益者負担の適正化や負担の公平性の確保について、提供に要するコストやサービスの水準などの観点から、十分検討を行うべきである。

③ 新たな収入の確保

国庫支出金・外部資金について、競争的資金や研究資金をはじめ、資金の掘り起こしや助成対象事業の分析を行い、全庁を挙げて情報を共有することにより、部局を超えた、徹底的な活用を進めるべきである。

県有施設の命名権を企業などに売却するネーミングライツをはじめ、新たな収入確保については、これまでの取組みにより、一定の成果があがっているが、引き続き、更なる工夫を凝らしながら歳入確保対策を進めるべきである。

④ 県有財産

未利用財産については、利活用について幅広く検討を行った上で、処分可能な財産は、着実に売却を進めるべきである。

現在活用している施設についても、庁舎スペースや敷地の有効活用を検討するなど、更なる活用を進めるべきである。

財政調整基金については、地方財政を取り巻く環境の急激な変化にも対応できるよう、基金残高の確保に努めるべきである。

減債基金については、将来の県債償還の適切な見込みのもとに、必要額の積立てに努めるなど、計画的な管理と活用に努めるべきである。

基金の運用については、的確な将来見通しのもと、長期運用が可能なものについては、債券運用を進めるなど、より確実かつ有効な活用を進めるべきである。

## V 県民の夢や希望の実現について

我が国経済は、デフレからの早期脱却、経済再生に向けた政府の大胆な経済政策、いわゆる「アベノミクス」により、都市部の大企業をはじめ、一部において、回復の兆しが見られるものの、地方においては、未だ実感できるものにはなっていない。

県は、これまで、給与カットや公債費の縮減をはじめとする歳出削減やあらゆる歳入確保対策による、「聖域を設けない改革」を進めた結果、財政状況には一定の改善が見られる。しかし、今後の扶助費の増加や、1,000兆円に迫る国・地方を合わせた長期債務残高など、地方財政を取り巻く状況は厳しく、不断の取組みとして、財政構造改革を進める必要がある。

県民の夢や希望を実現し、本県の明るい未来を創造するために、財政構造改革はバランスのとれた取組みとする必要がある。歳出削減に頼る改革となつては、縮小均衡に陥り、新しい産業の創出や人口減少への対応など、創造的な施策の推進や課題への対応が困難となることが懸念される。

あらゆる歳入確保対策と無駄を許さない徹底した歳出削減に取り組む一方で、限られた予算の重点配分を図り、「これからの時代の礎を築く施策」や「波及効果の高い施策」の積極的な展開に努めるべきである。

そのために、中期的な見通しのもと、「新たな財政構造改革」を着実に進めることにより、創造的な施策が実行できる安定的な財政基盤の確立に努めて欲しい。

平成25年12月

### 財政構造改革小委員会

委	員	阿	部	頼	孝
委	員	石	田	和	之
委	員	井	関	佳	穂理
委	員	柿	内	慎	市
委	員	加	渡	い	づみ
委	員	濱	尾	重	忠